

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	山梨英和学院
法人代表者	理事長 江口 英雄
担当部署	内部監査室
お問合せ先	内部監査室長

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守※」	4-1	「遵守不十分」
		4-2	「遵守」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：対応状況の点検、遵守状況報告書の素案作成 ↓報告
○法人本部（事務局長）、内部監査室：上記素案の取り纏め⇒遵守状況報告書（案）の作成 ↓
○監事：「遵守状況報告書（案）」記載内容について妥当性の確認 ↓附議
○理事会：遵守状況の確認・了承 ↓附議
○評議員会、監事：「遵守状況報告書（案）」に対する意見聴取 ↓私立大学連盟に報告 ↓ステークホルダーに公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	寄附行為第3条に定める目的「キリスト教の信仰に基づく人間形成の学校教育・保育を行うこと」に基づき、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保したうえで、自律的に本法人を運営している。

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 中期計画、事業計画、事業報告を評議員会の意見を聴取したうえで、理事会で決定、策定している。中期計画の進捗状況についても毎年度、理事会及び評議員会に報告している。 その上で、ホームページにおいて事業報告、事業計画、中期計画を公表し、学校法人の運営に関する幅広いステークホルダーの理解を得られるようにしている。

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 中期計画、事業計画、事業報告を評議員会の意見を聴取したうえで、理事会で決定、策定している。その中で、寄附行為の定めるところにより自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーの意見を反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにしている。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	建学の精神に基づき将来を担う多様な人材を育成するとともに、社会や地域に貢献し、その要請に応えている。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	中期計画で建学の精神等に基づく人材育成像を定め、定期的な点検・評価を行うことで、教育の質向上に向けた取組みを行い、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成している。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	社会連携の担当部署を設け、地域社会の連携を推進する体制を整備している。 また、地域社会から意見を聴く仕組みを設け、教育の質向上に向けて取組んでいる。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	社会からの理解と信頼を確保するために、法令を遵守する体制を整備し、監査機能の充実に努めている。さらに、透明性を確保するために、教育研究活動等の情報を定期的に理事会及び評議員に報告している。

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会、評議員会及び重要な会議には、監事が陪席する体制を整備し、理事の執行、監督機能の実質化を図っている。 内部監査室設置により監事支援体制等のさらなる充実に図っている。 また、社会からの理解と信頼を確保するために法令の遵守し、教育研究活動を通じて社会に貢献している。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	社会からの信頼を損なうことがないように、寄附行為及び同細則の定めるところにより理事、監事、評議員、学長の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図っている。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開している。 事業計画、事業報告、中期計画をホームページ上で公表し、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報を積極的に公開している。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守状況に係る説明	建学の精神に基づく大学の使命を果たすために、大学運営に係る諸制度の実質化を図るとともに、中期計画に基づき財務基盤の安定化、経営基盤の強化に努めている。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守不十分」 重点事項が達成できておらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守状況に係る説明	大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材を有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図り、自律的な学園の運営を行っている。 理事、評議員に対するIT活用、環境整備の更なる整備が必要と考えている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	財政基盤の安定化のために、寄附金募集の強化を中期計画に掲げて取り組んでいる。 資金運用委員会を設置し、安全性に配慮しつつ積極的な資金運用を行っている。 また、大学では、補助金獲得を推進する体制を整えている。